

令和4年度 保育施設利用申込みのご案内

三沢市民の方で、令和4年度に市内外の保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育等の認可保育施設入所を希望される方はこちらの案内をご確認いただき、お申込みください。

住民登録が三沢市以外の方で、三沢市の認可保育施設入所をご希望される場合、住民登録のある自治体での申請になりますのでお間違いの無いようご注意ください。

三沢市に転入予定であっても申請時点で転入されていない場合は、住民登録のある自治体での申請になります。その後転入されましたら、三沢市で再度申請書類を提出していただくことになります。

《施設の種類》

○保育所【保育】

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

0～5歳の児童のうち、共働き世帯や出産を控えているなど、「保育を必要とする事由」に該当し、家庭で保育のできない保護者が利用することができます。

利用にあたっては、「保育の必要性の認定」（支給認定）を受ける必要があります。

○幼稚園【教育】

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校として位置づけられ、満3～5歳の児童であればどなたでも利用することができます。

○認定こども園【保育・教育】

保育所と幼稚園どちらの機能も持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

0～5歳の児童のうち保護者が働いているなど「保育を必要とする事由」に該当する場合、「保育の必要性の認定」（支給認定）を受けることで、保育時間で施設を利用することができます。満3～5歳の児童で保護者が「保育を必要とする事由」に該当しない場合でも教育時間で施設を利用することができます。

○事業所内保育施設【保育】

保育所と同じく、就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。事業所内保育施設を運営している企業で働く従業員の子どもの預かる保育施設として設置されていますが、従業員以外の子どもの受け入れ可能です。

0～2歳の児童のうち、共働き世帯や出産を控えているなど、「保育を必要とする事由」に該当し、家庭で保育のできない保護者が利用することができます。

利用にあたっては、「保育の必要性の認定」（支給認定）を受ける必要があります。

《支給認定》

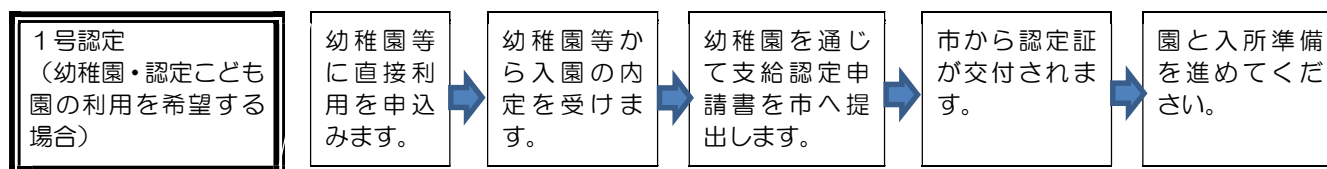
各施設を利用するにあたり1号、2号、3号の認定(支給認定)を受ける必要があります。各支給認定の内容は下記のとおりです。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の就学前の児童で、幼稚園等で教育を希望される場合(2号認定を除く)	幼稚園・認定こども園
2号認定	3歳以上の就学前の児童で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
3号認定	3歳未満の児童で保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園 事業所内保育施設(地域型保育)

《ご利用手続きの流れ》

○1号認定で入所を希望される場合

直接、入所を希望される施設へご連絡いただき、手続きを行ってください。

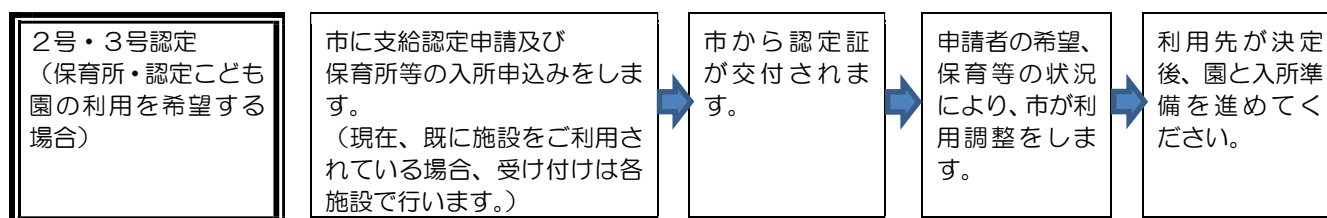


○2号、3号認定で入所を希望される場合

保護者のほか、同居の65歳未満の家族(祖父母等含む)がいる場合は、その方についても就労等の理由により家庭で保育ができないことを証明する「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。家庭の状況により必要書類が異なりますので、一度子育て支援課にお越しいただき「保育の必要性の認定」に必要な書類の確認をお願いいたします。

保育の必要性が確認できましたら、その区分に応じた施設を利用することができるようになります。

認定された区分に応じて、施設の利用定員や様々な基準を考慮しながら調整を行い、利用を開始する日までに保護者の方に入所承諾通知書を送付します。



≪「保育の必要性の認定」に該当する事由≫（2、3号認定を受けるための要件）

保育を必要とする事由	認定基準	保育の必要量 (保育時間)
就労	月に120時間以上就労	標準時間
	月に48時間以上120時間未満就労 ※48時間未満の場合、就労要件に該当しません	短時間
妊娠・出産	出産予定月を含む産前3ヶ月と含まない産後3ヶ月の間で保育できない期間	標準時間
保護者の疾病・障害	入院や通院加療を必要とする場合や障害により家庭で保育することができない場合	標準時間または短時間
同居親族等の介護・看護	介護・看護に要する日数および時間	標準時間または短時間
災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧にあっている期間	標準時間
求職活動（起業準備含む）	求職又は起業準備のため家庭で保育をすることができない場合（3ヶ月間に限る。）	短時間
就学	大学、職業訓練校等へ通学しているため、保育できない日数及び期間	標準時間または短時間
虐待・DVのおそれ	虐待やDVの恐れがあり、家庭で保育することができないと認められる場合	標準時間
育児休業中の兄弟利用	継続して利用することが必要な場合	短時間
その他市長が認めた場合	その状況に応じて区分を認定	標準時間または短時間

≪保育時間≫

保育標準時間	保育の必要量が標準時間で認定された場合、1日の保育時間が11時間以内での利用となります。
保育短時間	保育の必要量が短時間で認定された場合、1日の保育時間が8時間以内での利用となります。

※保育時間別の受け入れ時間については各施設で異なりますので、施設にお問い合わせください。

※各認定時間を超えて保育を利用する場合、延長料金が発生しますのでご了承ください。

※延長料金は無償化の対象外です。保育料が0円の場合でも延長料金は発生します。

※延長料金の金額については各施設で決めておりますので、施設にお問い合わせください。

《申請に必要な提出書類》

● 全ての方が対象となる必要書類

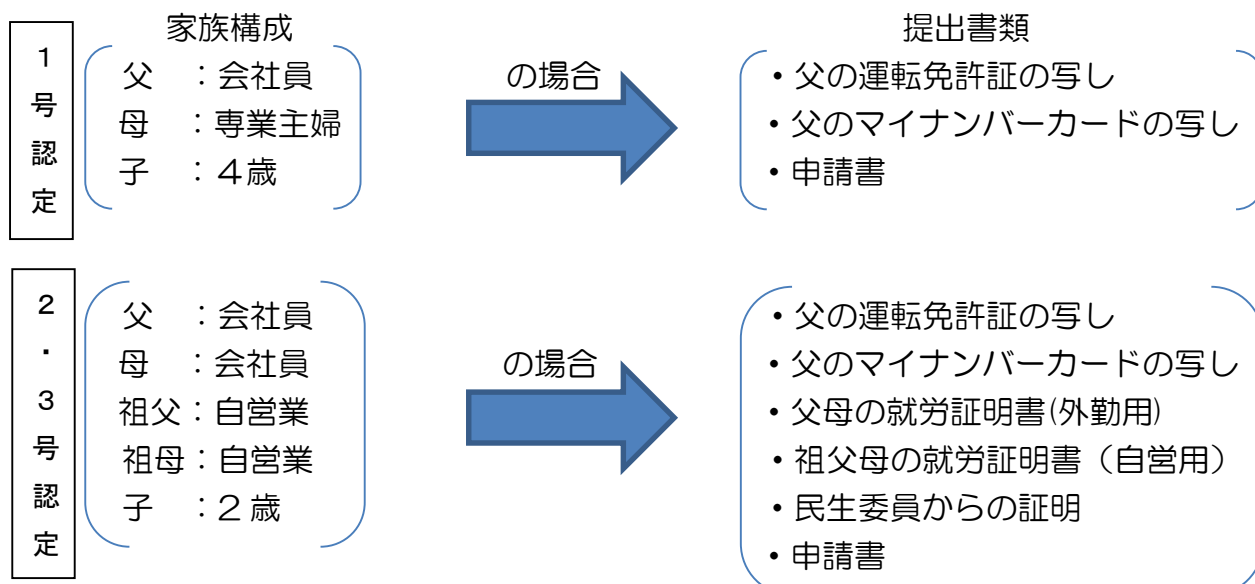
- ・申請書（児童1人につき1枚）
- ・保護者となる父または母の運転免許証又はパスポートの写し、在留カード
- ・保護者となる父または母のマイナンバーカードの写し

● 「保育の必要性の認定」に必要な提出書類

保育を必要とする事由によって、提出書類が異なります。

認定区分	保育を必要とする事由	必要な提出書類 (申請をする際には印鑑も必要です。)
1号認定 (教育)	なし	なし (※現在施設を利用されている方は直接施設に申請)
2号認定 及び	就労(外勤)	就労証明書(外勤用)
	就労(自営・内職)	就労証明書(自営・内職用)と民生委員からの状況報告書
	妊娠・出産	母子健康手帳の写し又は出産予定証明書、職場からの産休証明書
	保護者の疾病・障害	診断書又は障害者手帳の写し
	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護・看護が必要な親族の診断書又は障害者手帳の写し、要介護認定結果通知書の写しと、介護・看護している方の申告書
	災害復旧	罹災証明書又は被災証明書
3号認定 (保育)	求職活動 (起業準備含む)	求職している方の申立書と ハローワークカード受付票
	就学	在学証明書又は学生証の写し
	虐待やDVのおそれがあること	児童相談所からの援護通知
	育児休業中	育児休暇証明書、就労(予定)証明書

※提出書類一例



●入所後、申請内容に変更等が生じた場合に必要な書類

就労時間が変わった	教育・保育給付支給認定変更申請書 就労証明書
就労場所が変わった	就労証明書
住所が変更となった	変更申請書記載内容変更届
保護者が離別した	変更申請書記載内容変更届
保護者が婚姻した	変更申請書記載内容変更届 婚姻相手の保育要件が確認できる書類 ※婚姻相手の住民登録が三沢市外だった場合課税証明書も必要。
引っ越しにより同居家族が増えた	変更申請書記載内容変更届 増えた家族の保育要件が確認できる書類
保育要件が変更となった (例：求職活動をしていたが 仕事が決まった等)	教育・保育給付認定変更申請書 変更後の保育要件を確認できる書類
他の園に転園したい	特定教育・保育施設等利用（転所）申込書
園を退所したい	退所届

※上記のとおり、世帯状況の変更や保育要件の変更があった場合、各変更手続きが必要になりますので子育て支援課へお越しください。

※就労証明書や診断書等、書類内で期間が定められている場合、「保育の必要性の認定」の期間も各証明書類にあわせた期間で認定いたします。就労期間が更新されたなど、書類内容に変更があった場合は改めて該当書類をご提出ください。

※出産にあたり、実際の出産日が出産予定の月をまたいで変更となった場合は子育て支援課へご連絡ください。

※同居家族（祖父母等含む）がいる場合、その方の「保育の必要性の認定」も必要となります。世帯分離をしていますが同じ居住空間で生活している場合、同居家族としてみなされません。

《保育料（利用者負担額）について》

1号認定と2号認定の児童は保育料が無償です。

3号認定にあたる0～2歳児クラスの児童は保育料がかかります。あくまでも年齢ではなく、在籍クラスで判断いたします。そのため、3号認定の場合、年度の途中で3歳の誕生日をむかえたとしても保育料が無償になるわけではありません。

《保育料の算定について》

保育料の階層区分は、保護者の税額により算定します。そのため、保護者が父母の場合は父母の税額で、ひとり親家庭の場合は一人分の税額で保育料を算定します。ただし、所得が一定基準以下の場合、同居する他の家族（祖父母等）の中で一番所得が高い方の税額により保育料を算定することもあります。世帯分離をしていても同じ居住空間で生活していれば同居家族とみなされます。

また、保護者が外国籍の場合でも保育料の算定対象となります。外国籍の方等で日本国内での課税が免除となっている方は、W2等の所得のわかる書類を提出してしてください。所得を基に税額換算して保育料を算定いたします。

※保育料はあくまでも税額で算定されます。年度途中で仕事を辞めた等で収入が減ったとしても保育料が減ることはありません。

※婚姻や離婚等、世帯状況に変更があった場合、変更があった次の月から保育料も見直すこととなります。

（例：ひとり親の方が5月に結婚 → 6月から結婚相手の税額も含めて保育料を算定します）

《多子軽減》

就学前の兄弟の人数によって保育料が軽減されます。

就学前の兄弟の中で対象児童が

{	1人目だった場合・・・満額	}	となります。
	2人目だった場合・・・半額		
	3人目以降　　・・・0円		

《保育料の切替えについて》

令和4年4月～8月までの保育料は令和3年度の税額で算定します。令和4年9月～令和5年3月までの保育料は令和4年度の税額で算定します。世帯によっては9月からの切替えで保育料が大きく増減することもありますのでご了承ください。

《副食費について》

1号、2号認定の児童は保育料はかかりませんが、副食費がかかります。ただし、保護者の税額によっては免除になる場合もございます。

《副食費免除の算定について》

保育料と同様に、保護者の税額により判断しますが、判断内容は「副食費が免除になるかないか」のみです。副食費の金額は各施設で定めていますので、施設にご確認ください。

令和4年度 利用者負担額表【3号認定子ども】

国 階 層	市 階 層	税 額			保育標準時間	保育短時間
					3号認定	3号認定
1	A	生活保護受給世帯			0	0
2	B	市町村民税非課税世帯			0	0
					0	0
					0	0
3	C1	市町村民税均等割 のみ 課税世帯		1人目 16,500	16,200	
				2人目 8,250	8,100	
				3人目以降 0	0	
	C2	市町村民税所得割	~10,000円未満	17,500	17,200	
				8,750	8,600	
				0	0	
	C3	市町村民税所得割	10,000円 ~48,600円未満	19,000	18,600	
				9,500	9,300	
				0	0	
C4	市町村民税所得割	48,600円 ~65,300円未満	24,000	23,500		
			12,000	11,750		
			0	0		
C5	市町村民税所得割	65,300円 ~82,000円未満	26,000	25,500		
			13,000	12,750		
			0	0		
C6	市町村民税所得割	82,000円 ~97,000円未満	28,000	27,400		
			14,000	13,700		
			0	0		
C7	市町村民税所得割	97,000円 ~100,000円未満	30,000	29,400		
			15,000	14,700		
			0	0		
C8	市町村民税所得割	100,000円 ~169,000円未満	34,000	33,300		
			17,000	16,650		
			0	0		
C9	市町村民税所得割	169,000円 ~301,000円未満	36,000	35,300		
			18,000	17,650		
			0	0		
C10	市町村民税所得割	301,000円 ~397,000円未満	40,000	39,200		
			20,000	19,600		
			0	0		
C11	市町村民税所得割	397,000円 以上	48,000	47,000		
			24,000	23,500		
			0	0		

《保育料（利用者負担額）の算定に必要な書類》

●下記基準日時点で、三沢市に住民登録がある方については、保育料算定のために提出いただく書類はありません。ただし、勤務先で年末調整を行っていない方や、自営業の方などで確定申告を行っていない場合税額を確認できませんので必ず確定申告を行ってください。収入がない場合でも確定申告をお願いいたします。

下記基準日時点で、三沢市に住民登録がない方については、下記基準日に住民登録がある自治体から必要書類を取得していただく必要があります。

対象保育料	基準日	必要書類
令和4年度 4月～8月分	令和3年1月1日現在、 三沢市に住民登録がなかった方	・前住所地で発行する令和3年度所得課税証明書 ・外国籍等で課税証明書が提出できない場合は令和2年の収入がわかる書類（W2等）
令和4年度 9～3月分	令和4年1月1日現在、 三沢市に住民登録がなかった方	・前住所地で発行する令和4年度所得課税証明書 ・外国籍等で課税証明書が提出できない場合は令和3年の収入がわかる書類（W2等）

※必要な書類は所得課税証明書です。所得証明書ではありませんのでご注意ください。

●年齢にかかわらず子どもを3人以上扶養している方

⇒ 兄弟全員分の保険証の写し

《申込期間等》

4月

4月入所一次募集期間	令和3年11月15日（月）～12月17日（金）
4月入所二次募集期間	令和4年 1月11日（火）～ 2月18日（金）

5月以降

入所希望月	申込締切日	入所希望月	申込締切日
令和4年 5月	4月15日（金）まで	令和4年11月	10月14日（金）まで
令和4年 6月	5月13日（金）まで	令和4年12月	11月15日（火）まで
令和4年 7月	6月15日（水）まで	令和5年 1月	12月15日（木）まで
令和4年 8月	7月15日（金）まで	令和5年 2月	1月13日（金）まで
令和4年 9月	8月15日（月）まで	令和5年 3月	2月15日（水）まで
令和4年10月	9月15日（木）まで		

《三沢市内の保育所、認定こども園、事業所内保育施設、幼稚園》

○保育所

施設名	住所	電話番号	備考
市立中央保育所	桜町3丁目1-5	53-2407	市内児童のみ
三沢乳児保育所	幸町1丁目2-21	53-4544	0~2歳児のみ
松園保育園	松園町2丁目21-9	53-3594	
美野原保育園	美野原1丁目7-16	53-7000	
光華保育園	前平2丁目5-2	54-3022	

○認定こども園

施設名	住所	電話番号	備考
春日台保育園	春日台1丁目124-2	53-2874	
ふるまぎの森	字古間木山80-2	53-2515	
愛子こども園	大町1丁目8-36	53-2908	
チャリティー第二保育園	東町1丁目9-21	53-4062	
岡三沢こども園	岡三沢2丁目7-7	53-2279	
平畑こども園	岡三沢8丁目93-2	57-2228	
浜三沢保育所	字堀口6-12	54-2880	
おおつ保育園	大津2丁目12-366	54-3140	
三川目保育園	三川目3丁目145-105	54-3813	
鹿中保育園	鹿中2丁目145-478	54-3784	
淋代保育園	淋代3丁目43-7	54-2648	
チャリティー第一保育園	六川目2丁目101-1005	59-3040	
三沢第一幼稚園	美野原2丁目12-19	53-6747	

○事業所内保育施設

施設名	住所	電話番号	備考
ひばり苑こどもセンター	字堀口164-291	58-7782	0~2歳児のみ

○幼稚園

施設名	住所	電話番号	備考
カトリック幼稚園	中央町4丁目3-12	53-2312	満3~5歳児のみ
松園幼稚園	松園町2丁目21	51-1888	満3~5歳児のみ
いちい幼稚園	春日台2丁目154-71	53-7941	満3~5歳児のみ

《留意事項》

- 三沢市では児童が施設に慣れるため、入所当初の2週間程度、慣らし保育があります。期間については入所決定後に各施設にて調整となります。
- 申請書類提出の前に希望する施設の見学をお願いします。見学の日時については施設へ直接お問い合わせください。
- 自治体によって申請に必要な書類が異なりますので、市外の施設入所を希望される場合は、入所希望先の自治体に直接必要書類をご確認いただくこともあります。
- 申請書類は必ず期限までにご提出ください。期限までに提出が難しい場合は必ず連絡をお願いします。
- 申請書類の不明な点について、連絡先や就労先に確認をする場合があります。
- 入所調整は施設全体の空き状況ではなく、各年齢クラスの空き状況で調整されます。施設全体では空きがあってもクラスによっては空きがなく希望する施設に入所できない場合もあります。
- 市外への転出や家庭保育が可能になったことにより施設を退園する場合、退園届の提出が必要になりますので子育て支援課までお越しくください。



保育施設利用の申請やご相談はこちらまで

三沢市役所福祉部子育て支援課

(三沢キッズセンターそらいえ内)

〒033-0011 三沢市幸町1丁目7-7

TEL : 0176-51-4431

FAX : 0176-51-1065